

高齢者に展示会で着物等を次々と販売する 「きもの松葉」が勧告に従わないため公表

大阪市消費者保護条例に違反して不当な取引行為を行っている「きもの松葉」には是正勧告しましたが、従わないため、条例に基づき、令和4年9月1日に事業者名等を公表しました。
詳しくは、[公表のページ](#)をご覧ください。

【公表した主な内容】

1 事業者の概要

名称	株式会社松葉（屋号：きもの松葉）※
代表者	代表取締役 松葉将登
所在地	大阪市西区北堀江二丁目16番18号

※ 旧名称：株式会社奈良松葉（令和4年2月1日に株式会社松葉と合併し解散）

2 主な取扱商品及び販売方法

近畿圏内の商店街やショッピングモール等に店舗を構え、定期的に展示会を開催して、高齢者等に着物、帯、宝石、洋服、健康器具、布団、メガネ等を販売。

3 是正勧告に従わない不当な取引行為

現在でも展示会を開催して販売営業活動を継続しており、是正勧告を行った不当な取引行為のうち、次の行為を含め、10項目の勧告に従わない。

執拗・強引な勧誘

認知症等の判断能力の不足に乗じた勧誘

次々販売

過量販売

適合性原則違反

契約の取消し等の申出の拒否

誤った遅延損害金を返金しない

等

大阪市内では天神橋店（天神橋筋商店街）が今も営業を続けています。

「きもの松葉」の相談事例や問題点は、[令和3年12月17日付けの情報提供](#)をご覧ください。

被害にあわれた方は、今すぐ大阪市消費者センターにご相談ください！

商品を受け取っていても、問題のある契約であれば返金等を求めることができます！

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方

（日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く）※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

消費生活
相談窓口



消費者センター メインキャラクター
エルちゃん